

議会運営委員会県外視察研修報告書

議会運営委員会では、令和5年7月10日～7月12日の3日間、北海道の帯広市議会、芽室町議会、美瑛町議会を訪問し、議会改革と議会運営について視察をしてまいりました。

参加者は、若見 孝信 副委員長、大河原 千晶 委員、笹沼 昭司 委員、渋井 康男 委員、角田 憲治 委員と福田 克之 議長、高瀬 一徳 副議長、随員として事務局職員2名、そして私、石岡 祐二であります。

視察先3市町は、議会改革において、先進的な取り組みをされており高く評価されています。北海道帯広市議会では「議会基本条例に基づく議会改革の取り組み」、芽室町議会では「議会活性化の取り組みについて」、美瑛町議会では「議会運営などについての取り組み」、その他議会改革に向けた事例等を、先進市である3市町を視察し参考といたしました。

基本的な視察事項としては、それぞれ以下について研修してまいりました。

1. 議会改革において、調整が難航した点
2. 議会改革等による、議員・職員の働き方及び意識の変化

【北海道帯広市】

7月10日は北海道帯広市を訪問いたしました。

帯広市は、道東部の十勝地方のほぼ中央に位置する市であり、人口165,670人、面積619.34㎢で、近年では、食や農などの地域の強みや魅力を活かし、十勝管内19市町村が一体となって進めている「フードバレーとかち」の取り組みなどを通して、新たな価値の創出に取り組む多くの挑戦者が現れ、さらなる発展の可能性が広がる都市の一つであります。

帯広市では、今年度からペーパーレス化を目指し、現在システム等を構築中であります。

平成19年、地方分権の進展等、地方議会を取り巻く環境の変化に対応した議会運営に取り組むため、議会運営委員会（検討会）において、議会基本条例の制定を視野に、議会の活性化に向けた取り組みについて継続的、計画的に検討、実践していくことが決定され、平成22年4月1日「議会基本条例」が施行されました。

その趣旨は、議会・議員の活動原則や、市民と議会との関係、市長等との議会との関係など、基本的な事項を市民への制約として定める議会の最高規範として制定されたものであります。

その概要としては、議会としてさらなる政策提案活動の充実・強化を図るため、平成29年3月に専門組織として「議会政策研究会」を発足し、これまで、“帯広市がん対策推進条例（H30.12）”、“帯広市食育推進条例（R4.12）”が制定されました。

これは、委員会活動と本会議における議員活動が、明確に線引きされており、全員で議論する機会を作るため、会派というフィルターにおいて絞った人数（12名）で検討しています。

特色ある議会のひとつとして、予約制で傍聴時の幼児の一時預かりの他、傍聴規則の見直しにより、傍聴手続きの廃止等を行ないました。

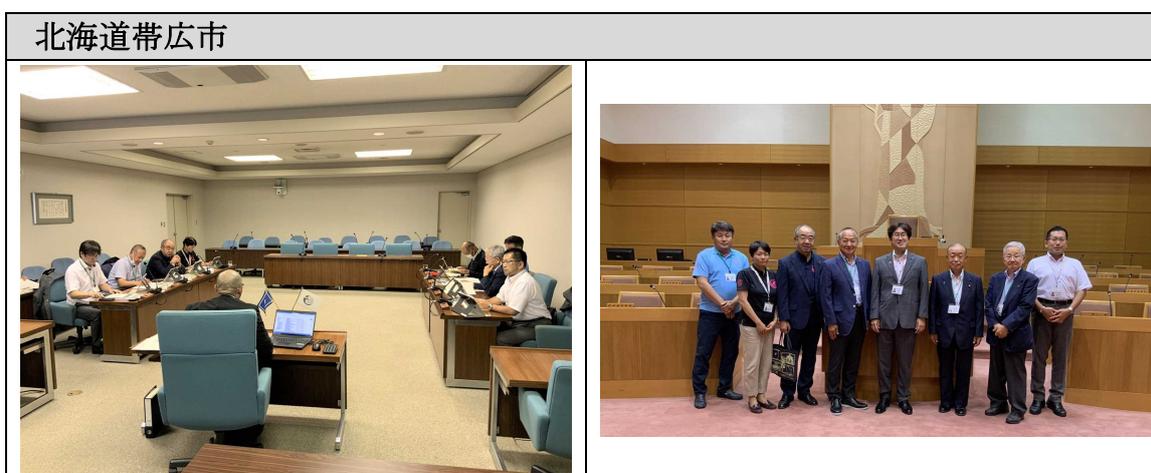
また、市民意見交換会では、当初、予算や決算等の報告を行なってきたが、次第に議会に対しての要求や、意見の見解を聞かれるケースが増えてきたことを受け、現在

は市民からさまざまな意見を聞く場となっています。

また、議員一人あたり月3万円の政務活動費を支給し、全て領収書を含めてインターネットで公開しています。これは、議会活動を理解してもらい、関心を持ってもらう取り組みの一つとして行なっている事業とのことです。

議会改革等における、職員・議員の意識改革の変化については、議会基本条例の制定が大きいと考えられているとのことです。議会・議員が、基本的にどうあるべきかを立ち返り、事務遂行のよりどころとなっているところが大きく、解釈運用を時代の流れを見ながら必要に応じ改善・改革を行なっていくものとなっています。

議会基本条例の制定により、議員・議会が基本的にどうあるべきかを立ち返り、解釈運用を時代の流れを見ながら必要改善・改革を行なっていく姿勢をもち、改革に取り組んでいる姿勢が印象に残りました。



【北海道芽室町】

7月11日は北海道芽室町を訪問いたしました。

芽室町は、道東の西部に位置する町であり、人口18,326人、面積513.76km²で、十勝平野の南西部に位置しています。川が潤す肥沃な大地には広大な畑が広がり、基幹産業である農業においては、小麦・てん菜（ビート）・ばれいしょ・豆類・スイートコーン等が道内有数の生産量を誇っています。

芽室町議会では、平成25年度に議会基本条例を制定し、『住民全体の福祉向上』と『地域社会の活力ある発展』を目指した議会の意向を内外に向けて明確にし、これを最高規範として議会が歩みを進めています。

この理念に基づく継続的な取り組みが、結果として外部評価の成果に起因していると捉えられており、議会改革は、あくまでも条例制定の所期の目的であることを常に議会内で共通認識が図られております。

また、年度当初に議会全体の活動方針である「活性化計画」を策定し、『分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会』と、議会基本条例の前文に規程するスローガンの基、「主要事業」、「活性化事項」、「進捗行程表」で構成されています。

どの年度においても、前年度の総括を踏まえて次年度に反映するサイクルがベースであり、議会活動において最も重要な仕組みの一つと捉えているところであります。

更に、毎年、年度末（3月）に議会基本条例の条文に基づき、議員自身が自己評価

を行ない、議員一人ひとりにとって、芽室町議会が目指す議会改革の理念の確認とともに、現状と課題、今後の展望を自分事として考える貴重な機会としているところがあります。

この、議会活動推進にあたっては、議会全体としての目標を明確にし、具体的な事業を企画実践するためには、議員だけでは無しえないことから、事務局と両輪となって取り組むことが重要であると認識しているところでもあります。

議会 ICT 化においては、平成 27 年度に「議会 ICT 推進計画」を策定し、翌 28 年度からタブレット端末を導入しています。

最後に、議会改革における重要な 3 つのポイントとして、議会の生中継や市 HP の活用による『情報の公開』。議会モニター制度と意見交換会による『住民参加』。結果、『議員の資質向上』により議会力の向上に繋がるとの説明がありました。

今回の視察を通じて、『住民全体の福祉向上』と『地域社会の活力ある発展』を目指した議会の意向を内外に向けて明確にし、これを最高規範として芽室町議会が目指す議会改革の理念の確認とともに、現状と課題、今後の展望を自分事として考え、これを実現するため事務局と両輪で取り組む姿が重要であることを感じられました。

北海道芽室町



議員間討議のグランドルール

- ① 事実に基づいて議論をする
- ② 自分の意見だけが正しいと思わない
- ③ ありとあらゆる角度から検討する
- ④ みんなが一致した基準で判断する

政策形成過程における論点の整理

- (1) 政策等の発生源 **課題・目的**
- (2) 検討した他の政策等の内容 **代替案**
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討 **比較分析**
- (4) 総合計画の実行計画及び個別計画における根拠又は位置付け **計画性・整合性**
- (5) 関係ある法令及び条例等 **根拠性**
- (6) 政策等の実施に関わる財源措置 **継続性**
- (7) 総合計画上の実行計画及び将来にわたる政策等のコスト計算 **予測性**

【北海道美瑛町】

7月12日は北海道美瑛町を訪問いたしました。

美瑛町は、道のほぼ中央に位置する町であり、人口 9,755 人、面積 676.78 km²で、なだ

らかな波状丘陵と雄大で緑豊かな自然環境が魅力のまちです。小麦、甜菜、豆類、ばれいしょなどの畑作農業を基幹産業としながらも、近年は「日本で最も美しい村」連合の取り組みをはじめとした、美しい景観を次の世代に伝える取り組みも行なっています。

美瑛町では、自治基本条例の策定とともに、議会基本条例策定の検討を重ねた結果、議会基本条例を策定せず、自治基本条例の中に「第7章 議会」を設け、基本的な事項を規程しました。今後、議会改革検討委員会を立上げ、会議規則等の見直しを行う予定となっているところです。

なお、令和5年3月に自治基本条例が制定されたことから、政策提言等のサイクルがまだ築かれておらず、議員・職員の意識の変化はまだ見られないものの、7月から町民説明会を開催し、町民も含め普及に努めていく予定であるとのことでした。

今回の視察を通じて、自治基本条例にうたう『町民・議会・行政が役割を果たして、共に協力し合ってまちづくり』を目指し、これを実現するためさまざまな主体同士が相互にかかわっていく姿が重要であることを感じられました。

北海道美瑛町

